

# 国民健康保険税の納税通知書を発送します

固税務課住民税班 ☎84-1212

7月中旬に、国民健康保険に加入する世帯の世帯主へ、令和6年度国民健康保険税の納税通知書を発送します。4月から翌年3月までの加入期間に係る保険税を、8回に分けて納付書または口座振替により納付していただきます。保険税は加入者の医療費に充てる財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。なお、65歳以上の一定の条件を満たす年金受給者については、年金からの天引きにより納付していただきます。

## ●所得に応じた軽減

世帯の所得が軽減判定基準額以下の場合、均等割額と平等割額が次の表のとおり軽減されます。申請は不要ですが、世帯の加入者に収入の申告をしていない方(未申告者)がいる場合は、軽減が適用されませんのでご注意ください。

軽減割合	世帯の総所得金額等の合計金額 <sup>※1</sup>
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※2</sup> -1)以下
5割軽減	43万円+29万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>※3</sup> )+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
2割軽減	43万円+54万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所得者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

※1 世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者に係る前年中の総所得金額等の合計金額

※2 世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等所得者の人数

※3 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方で、国保資格喪失後も継続して同一世帯に属する方の人数

## ●その他の軽減制度

- ・未就学児に対する軽減
- ・非自発的失業者に対する軽減(要手続)
- ・出産被保険者に対する軽減(要手続)
- ・旧被扶養者に対する軽減(要手続)
- ・特定世帯・特定継続世帯に対する軽減



# 後期高齢者医療保険料決定通知書を発送します

固住民課国保年金班 ☎84-1214

7月中旬に、令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。

均等割額 43,800円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) ×所得割率9.11%	=	年間保険料額 (上限73万円) ※100円未満切捨て
-----------------	---	---------------------------------------	---	----------------------------------

(※)「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額と山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

## 保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受給している方は、原則保険料が年金から天引きされる「特別徴収」方式で、それ以外の方は、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」方式で納めていただきます。

※複数の年金を受給中の場合は、年金受給額の合計ではなく、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定し、特別徴収される年金は、介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

### ●特別徴収

①4・6・8月は仮徴収とし、年間保険料が決定するまでは、仮算定された保険料を納めていただきます。基本的には今年2月の年金から天引きされた額が、仮徴収額となります。

②10・12・2月は本徴収として、前年所得の確定後に決

定した年間保険料から、仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

### ※年金天引きにならない方

年金額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えてしまう方、介護保険料が天引きされていない方、年度の途中で後期高齢者医療被保険者になった方、年度途中で転入した方など

### ●普通徴収

普通徴収は7月から翌年2月までの年8回、納付書または口座振替で納めていただきます。

※国民健康保険税で口座振替を利用していた方も、再度口座振替の申し込みが必要ですので、取扱金融機関で手続きをしてください。